

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から8年10月1日まで  
年金事務所の記録では、A事業所における申立期間の標準報酬月額は13万4,000円になっているが、私の所持する給与明細書を確認したところ、標準報酬月額59万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。  
申立期間について、控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所発行の申立期間に係る給与明細書から、申立人は申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人が平成7年8月1日付けで申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した際、申立事業所が加入するB厚生年金基金から同事業所に通知された申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得確認および標準給与決定通知書」及び同厚生年金基金から提出のあった申立人に係る「加入員記録照会結果帳票」において、申立人の申立期間における標準報酬月額は59万円であることが確認できるところ、申立事業所及び同厚生年金基金は、「申立期間当時、厚生年金保険被保険者及び厚生年金基金加入員の資格取得に係る届出書は複写式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所)における資格取得日に係る記録を平成13年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年5月及び同年6月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、14年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は15万円、15年2月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月  
② 平成13年5月1日から15年4月2日

申立期間①については、A事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日が平成13年5月1日となっているが、実際にはもう少し前から勤務していたと思うため、調査の上、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、社会保険庁(当時)の記録によると、A事業所で勤務していた期間の標準報酬月額が、11万円から11万8,000円となっているが、実際には20万円前後の給与が支給されていたと思うため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された預金取引明細照会及びB事業所から提出された給与支給明細書により、申立人が、申立期間①当時、申立事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録が平成13年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、申立人は申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成13年5月から14年12月までの期間及び15年2月に係る標準報酬月額については、申立事業所から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、13年5月及び同年6月は22万円、同年7月は19万円、同年8月は22万円、同年9月は18万円、同年10月及び同年11月は22万円、同年12月は20万円、14年1月は19万円、同年2月及び同年3月は20万円、同年4月は18万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年7月は20万円、同年8月は22万円、同年9月は19万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円、同年12月は15万円、15年2月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所から提出された平成13年10月及び14年10月の定時決定に伴う標準報酬決定通知書において確認できる標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致している一方、当該標準報酬月額は、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報

酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成15年1月及び同年3月については、申立事業所から提出された同年1月の給与支給明細書において、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できるとともに、同年3月の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より低額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成15年1月及び同年3月について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から53年3月1日まで  
私の所持している講習修了証には、A事業所の採用年月日が昭和51年9月1日と記載されているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は53年3月1日となっている。

同社に正社員として採用されてすぐに厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の同僚の供述や、申立人が所持する講習修了証等から判断すると、申立人が申立期間において、A事業所で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人から供述が得られ、i) うち5人は、「私は入社当初から正社員だが、厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは入社後しばらく経ってからのことである。」、「私は入社当初は正社員ではなく、途中から正社員になった。厚生年金保険被保険者の資格を取得したのは、正社員になってからしばらく経ってからのことである。」等、入社後しばらくしてから厚生年金保険に加入した旨供述しているところ、前述の被保険者原票において、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同僚自身が入社又は正社員扱いとなったとする時期と一致していないこと、ii) ほかの3人は、「私は入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、厚生年金保険の加入について希望の有無を聞かれた。」と供述していること、iii) 申立人が同僚の一人として名前を挙げたB氏について、複数の同僚の供述からも同氏が申立事業所

で勤務していたことが推認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同氏の名前が確認できないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所は既に閉鎖し、当時の事業主も死亡しており、当時の人事記録等の関連資料が保管されておらず、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料控除等について確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間を含む昭和45年6月1日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した53年3月1日までの期間における被保険者記録に、申立人の氏名は無い。

加えて、雇用保険の被保険者記録において、申立人は昭和53年3月1日に申立事業所に係る被保険者資格を取得しており、当該記録は、前述の被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年12月まで

私は、A事業所で、平成元年12月から2年12月までの期間においてB業務職として勤務した。

厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述等から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、A事業所においてB業務職として勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人から供述が得られたが、このうち給与等事務担当又は事務統括の立場であったとする3人は、「B業務職として採用された者の給与体系は完全歩合制であり、原則、厚生年金保険等の社会保険へ加入させることは無く、長期間勤務し、なおかつ成績の良い者、役職に就いた者のみ社会保険に加入させていた。このため、申立人のようにB業務職勤務が1年程度の者については、厚生年金保険等に加入させることは無く、当該保険料について給与から控除することも無い。」と供述している上、申立人と同じB業務職として入社し、申立人を記憶する同僚は、「私の入社は平成元年3月ごろであったが、厚生年金保険に加入してもらえたのは、私が役職に就いた3年6月以降のことである。」と供述しているところ、オンライン記録において、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、平成3年6月21日であることが確認できることなどから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況が



うかがえる。

また、オンライン記録において、前述の同僚が記憶する申立人以外のB業務職の者で、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が複数認められる上、申立期間を含む平成元年2月21日から3年2月21日までの期間における厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、商業登記簿の記録において、申立事業所は既に破産廃止し、当時の事業主へ照会文書を送付したが回答が得られず、申立人の当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料控除等を確認できる関連資料や供述が得られない。

このほか、申立人が、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案544

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成6年12月

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与支給額は15万円であり、当該給与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。

調査の上、申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所は既に廃業しており、元役員は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管しておらず、当時の社長も既に死亡しており、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、申立人が主張する給与支給額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、B厚生年金基金から提出のあった申立人の加入員異動履歴照会結果において、申立期間のうち、申立事業所が同厚生年金基金に加入した平成6年1月から同年12月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は社会保険庁（当時）の記録にある標準報酬月額と一致していることが確認できるほか、オンライン記録において、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から62年4月1日まで  
昭和60年度はA事業所B所、61年度はA事業所C所に臨時職員のD業務員として勤務していた。62年度に同じく臨時職員のD業務員として勤務したA事業所E所、63年4月から勤務したA事業所C所に係る厚生年金保険の被保険者記録があるのに、申立期間の記録が確認できないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する臨時職員雇用調書により、申立人が、申立期間のうち昭和60年4月5日から同年9月30日までの期間及び同年10月1日から61年3月31日までの期間においてA事業所B所、同年4月4日から同年9月30日までの期間及び同年10月1日から62年3月31日までの期間においてA事業所C所で、臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、「臨時職員等の社会保険については、当方の健康保険組合の財政状況が悪化したため、昭和56年度ごろから臨時職員等の新規加入を認めない対応が取られた可能性が考えられ、原則として、厚生年金保険被保険者資格の取得についても健康保険被保険者資格の取得と同様の取扱いであったと推測できる。」と回答しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和56年4月1日から62年4月6日までの期間において、厚生年金保険の被保険者として新規に資格取得している者はいない上、A事業所が保管する臨時職員雇用調書において、申立期間当時、A事業所B所、A事業所C所で勤務していたことが確認できる臨時職員についても、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人の父に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンラ

イン記録によると、昭和51年12月1日から63年7月6日までの期間について、申立人が、申立人の父の健康保険の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

このほか、申立人の給与から事業主により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。